

第1回検討会における主な意見 (バイオエタノールの導入拡大に係る危険物規制)

消防庁危険物保安室

現状と課題

- 「エネルギー基本計画」（令和7年2月閣議決定）において、「2050年カーボンニュートラル実現に向けて、**2030年度までに最大濃度10%の低炭素ガソリン（E10）の供給開始を目指す。2040年度から最大濃度20%の低炭素ガソリン（E20）の供給開始を追求する**」旨の方針が示されたほか、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、「**バイオ燃料を含め、需要創出のための制度の検討を行う**」との方針が示されるなど、バイオエタノールの導入拡大に向けて対応が求められている。
- 消防庁においては、これまでに第四類の危険物のうちエタノールを含有するもの（いわゆるE3,E10）を取り扱う給油取扱所について必要な安全対策の検討を行い、技術基準（危険物の規制に関する規則第28条の2等）を定めている。
- 低炭素ガソリンの供給開始までに、**既存の給油取扱所の活用**やE10,E20を取り扱う給油取扱所の**消防法令上の問題点について調査検討**する必要がある。

令和7年度の検討について

- E10,E20を想定した**最新の技術開発の状況**及び**既存施設の活用**等を踏まえたバイオエタノールの導入拡大に係る規制について、**先行事例の調査**（海外調査等）を実施することとしてはどうか。
- 上記調査を踏まえ、**既存の給油取扱所の活用を視野に入れた課題点の抽出**を行うこととしてはどうか。

第1回検討会における主な意見

- **漏えいへの対応、誤給油対策、泡消火の有効性**も課題となるのではないか。
- 純粋なガソリンや混合方式については正式に方針が示されていないが、何か前提を置いて議論するということか。
- **E10・E20の物性**（水に溶けるのか、品名等）**を把握する必要**があるのではないか。
- ガソリンの場合、**地下タンク気相部は爆発上限界**であるが、**エタノールの含有割合が高くなった場合の爆発危険**についても注視する必要があるのではないか。